

鳥取県指令第200700069670号

鳥取市桜谷158番地19
特定非営利活動法人北東亜交流TML創研
代表者 河本義雄

平成19年5月2日付けで申請のあった特定非営利活動法人北東亜交流TML創研の定款の変更については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第12条第1項の規定により認証する。

平成19年7月25日

鳥取県東部総合事務所長 塚田 勝



記

定款変更の内容

(1) 名称、目的及び事業に関する事項

(2) 変更の条項

第1条、第3条及び第5条を変更する。

(定款変更認証申請書に添付された変更後の定款のとおり)

(担当) 東部総合事務所県民局県民課地域振興担当
電話 0857-20-3655